

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

夕張市の人口構造は、昭和35年（1960年）の107,972人（住民登録人口としては、昭和35年4月30日時点の116,908人）をピークとして減少を続け、平成30年4月30日現在の人口は8,286人と急激な人口減少・少子高齢化が進んでいる。

産業構造は、サービス業等の第三次産業が約63%を占め、次いで第二次産業、農業等の第一次産業の順となり、就労者数は年々減少し、高齢化も進行している。

したがって、今後人口減少によって担い手が不足し、生産力・競争力の低下や廃業者の増加など、夕張の地域経済に大きな影響を与えることが想定される。

また、製造業、医療・福祉、複合サービス事業（組合等）では、40代までの若手で過半を占めているが、人口減少によりこれら労働の中心となる世代が減少し、労働力不足や企業の転出を招くことも想定され、地域経済の活性化のためには中小企業の発展が不可欠であることから、夕張市では、先端設備等の導入による生産性向上を図る取り組みを支援する必要がある。

(2) 目標

生産性向上を目指す市内の中小企業による幅広い取組みを支援するため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種は全業種とする。

対象事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の同意の日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。